

令和4年度における九州地区の下請法の運用状況等について

令和5年6月22日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、九州事務所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者4,599名（製造委託等^{（注1）}2,707名、役務委託等^{（注2）}1,892名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者14,617名（製造委託等8,375名、役務委託等6,242名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	九州	全国	九州
令和4年度		70,000	4,599	300,000	14,617
	製造委託等	37,993	2,707	176,799	8,375
	役務委託等	32,007	1,892	123,201	6,242
令和3年度		65,000	3,991	300,000	14,700
	製造委託等	37,280	2,357	169,318	8,651
	役務委託等	27,720	1,634	130,682	6,049
令和2年度		60,000	3,700	300,000	14,700
	製造委託等	36,128	2,273	196,879	9,453
	役務委託等	23,872	1,427	103,121	5,247

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は475件（製造委託等282件、役務委託等193件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが471件（製造委託等280件、役務委託等191件）、下請事業者等からの申告によるものが4件（製造委託等2件、役務委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は481件（製造委託等289件、役務委託等192件）であり、このうち、480件（製造委託等288件、役務委託等192件）について下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が2件（製造委託2件）、指導が478件（製造委託等286件、役務委託等192件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2のとおりである。

なお、措置件数の480件（前年度比1.1%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度		区分	新規着手件数 ^(注)				処理件数				
			定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
							勧告	指導	小計		
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757	
	九州	471	4	0	475	2	478	480	1	481	
	製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
		九州	280	2	0	282	2	286	288	1	289
	役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
		九州	191	2	0	193	0	192	192	0	192
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100	
	九州	475	3	0	478	0	475	475	3	478	
	製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
		九州	283	1	0	284	0	279	279	2	281
	役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
		九州	192	2	0	194	0	196	196	1	197
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333	
	九州	459	6	0	465	0	471	471	2	473	
	製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
		九州	295	4	0	299	0	306	306	0	306
	役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
		九州	164	2	0	166	0	165	165	2	167

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で805件となっており、このうち、製造委託等に係るものが484件、役務委託等に係るものが321件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は408件（類型別件数の合計の50.7%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが244件、役務委託等に係るものが164件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は397件（類型別件数の合計の49.3%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が255件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の64.2%）、②下請代金の減額が78件（同19.6%）、③買ったたきが30件（同7.6%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は240件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が144件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の60.0%）、②下請代金の減額が50件（同20.8%）、③買ったたきが17件（同7.1%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は157件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が111件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の70.7%）、②下請代金の減額が28件（同17.8%）、③買ったたきが13件（同8.3%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和4年度	全国	6,697	834	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629
	九州	361	47	408	0	255	78	1	30	2	1	13	13	4	0	397	805
製造委託等	全国	4,271	492	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
	九州	220	24	244	0	144	50	1	17	0	1	12	12	3	0	240	484
役務委託等	全国	2,426	342	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
	九州	141	23	164	0	111	28	0	13	2	0	1	1	1	0	157	321
令和3年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	九州	374	68	442	2	324	104	1	47	4	4	17	19	1	0	523	965
製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	九州	228	27	255	1	182	58	0	18	0	3	15	15	0	0	292	547
役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	九州	146	41	187	1	142	46	1	29	4	1	2	4	1	0	231	418
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	九州	345	76	421	1	296	103	2	61	6	5	21	14	9	0	518	939
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	九州	229	42	271	1	196	64	2	29	1	5	18	11	7	0	334	605
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	九州	116	34	150	0	100	39	0	32	5	0	3	3	2	0	184	334

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和4年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者7名^(注)から、下請事業者255名^(注)に対し、返品した下請代金相当額分の返還等、総額4118万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 返品事件においては、親事業者1名から、下請事業者181名に対し、4042万円の返品分の下請代金相当額が返還された(第4表参照)。

第4表 返品事件における下請代金相当額の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)(注)
令和4年度	全国	8名	266名	1億1512万円
	九州	1名	181名	4042万円
令和3年度	全国	3名	3名	5676万円
	九州	—	—	—
令和2年度	全国	4名	33名	1168万円
	九州	1名	4名	3万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者4名から、下請事業者70名に対し、48万円の遅延利息が支払われた(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	九州	4名	70名	48万円
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	九州	10名	163名	1356万円
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	九州	15名	167名	134万円

ウ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件においては、親事業者1名から、下請事業者3名に対し、16万円の不利益分が返還された（第6表参照）。

第6表 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和4年度	全国	1名	3名	16万円
	九州	1名	3名	16万円
令和3年度	全国	2名	10名	488万円
	九州	—	—	—
令和2年度	全国	3名	37名	323万円
	九州	1名	1名	825円

(注) 原状回復額は、令和2年度の「九州」分を除き、1万円未満を切り捨てている。

エ 下請代金の減額事件においては、親事業者1名から、下請事業者1名に対し、10万円の減額分が返還された（第7表参照）。

第7表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	九州	1名	1名	10万円
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	九州	4名	55名	103万円
令和2年度	全国	71名	3,858名	3億7155万円
	九州	13名	364名	456万円

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和4年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和4年度においては、九州事務所では7回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和4年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正

化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

また、「下請取引適正化推進月間」を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「適正な価格転嫁で未来を築く」を令和4年度の特選作品として選定した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和4年度においては、九州事務所では458件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和4年度においては、九州事務所では1回実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和4年度における九州事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は21名である。

令和4年度においては、8月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス体制確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和4年度においては、九州事務所では事業者団体へ3回の出講を実施した。

令和4年度における勧告事件（2件）

岡野バルブ製造(株) (令和5年3月16日)	
親事業者	岡野バルブ製造(株) (本社 北九州市)
事業内容	発電用バルブ ^(注) の製造、保守等
下請取引の内容	自社が販売する発電用バルブの部品の製造
違反行為の概要 (期間)	【不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）】 下請事業者に対し、自社が所有する木型及び金型（以下「木型等」という。）を貸与していたところ、当該木型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に木型等を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（遅くとも令和3年8月1日～令和4年12月6日）。
利益提供金額	下請事業者9名に対し、木型等合計330個分（総額は未確定）

(注) 発電所で用いられる高温高圧バルブのこと。

(株)ナフコ (令和5年3月29日)	
親事業者	(株)ナフコ (本社 北九州市)
事業内容	日用雑貨品、家具等の販売
下請取引の内容	消費者に販売する日用雑貨品、家具等の製造
違反行為の概要 (期間)	【返品（第4条第1項第4号）】 下請事業者から日用雑貨品、家具等（以下「商品」という。）を受領した後、当該商品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた（令和3年2月～令和4年12月）。
返品金額	下請事業者181名に対し、総額4042万6744円

令和4年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- 住宅設備機器の修理、保守点検等を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領又は下請事業者からの役務の提供を受けた日から60日を超えて下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- 下請事業者へ運送業務等を委託しているB社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

- 情報成果物の作成を下請事業者へ委託しているC社は、労務費等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

4 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（第4条第2項第4号）

- 機械部品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者に対し、下請事業者から受領した部品に瑕疵があることを理由として、受領後1年を経過した後にやり直しをさせ、それによって生じた費用を負担しなかった。